

北海道おせっかい支援ネットワーク協定書
(災害支援ネットワーク)

(趣旨)

私たちは、東日本大震災を教訓にして、地震等による災害時に備え平素から連携を図って行くことを目的として、下記に掲げる当ネットワークの「約束事」を遵守し、災害に備えるとともに、災害が発生した地域のネットワーク加盟会員に対して、罹災法人からの要請を受けなくとも自主的に支援活動にあたることを目指します。

(約束事)

- 1 北海道おせっかい支援ネットワーク会議を創設し、理事会が此れにあたります。
- 2 北海道おせっかい支援ネットワーク活動が円滑に行えるよう一定の費用を準備します。
- 3 会員法人は、それぞれの事業所において、当ネットワークで共通化した非常災害用品を怠りなく備蓄する努力をします。また、必要に応じて基金を活用し、すみやかに支援できる備えをすることができます。
- 4 災害発生時には、すみやかに基金を活用し、罹災地域会員法人からの要請を受けなくとも、すみやかに会員法人に対して「物資・人・支援金」を届けます。届ける量はその罹災地域会員法人との状況の裁量に委ねます。
- 5 支援を受けた罹災法人は、自事業所のことはもとより、社会的使命をもって関係する法人事業所ならびに近隣住民等の支援にあたります。

(その他)

この協定の実施に関し、必要な事項またはこの協定に定めのない事項については、北海道おせっかい支援ネットワーク会議（理事会）の協議において別に定めるものとします。